

2018年度実施の小学校教科書検定についての見解

日本出版労働組合連合会 教科書対策部

2020年度から4年間使用予定の小学校教科書に対する検定は、2018年度に実施された。その概要が判明したので、以下に見解を表明する。なお本見解は、主要な問題に限定して述べることとし、全面的な分析については後日刊行する『教科書レポート』2019年版で行うこととしたい。

1. さらなる統制の強化

まず指摘しなければならないのは、統制が従来以上に強化されたことである。

今回の検定は、2016年2月1日施行の検定実施細則「改正」が適用された最初の小学校教科書検定である（道徳を除く）。その背景など詳細には立ち入らないが、この「改正」によって文部科学省は「教科用図書検定調査審議会において調査審議の一時停止その他必要な措置」を取ることができるなど、検定申請者に対する生殺与奪の権限を持つこととなり、統制が強化されることとなった。

新学習指導要領は、アクティブ・ラーニングをはじめ、指導過程そのものの方法を統制する内容が大きな特徴であるが、今回の検定では教科書にそれらの実施を担保させようとするものでもあった。そこで、この点にかかわる検定意見も目立った。

この点で顕著だったのは外国語（英語）だった。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のどれに該当する記述なのか明示するよう求められたある申請者の修正表は、検定意見数は20にも満たないにもかかわらず、この検定意見1つで100ページを超えるという事態となった。なお、2年前の小学校道徳に対する検定でも同様の事態が見られた。

2. 事務方の介入による脱法的運営の疑い

各職場から、事務方による介入があったと報告されている。検定プロセスのうち、とりわけ訂正申請の際、本来検定意見に口出しできないはずの事務方が教科書調査官に「進言」して、裁可を左右したという。これが事実であれば、検定が脱法的に行われていることになり、重大な問題である。この点については、さらに精査したい。

3. 社会科における「政府の統一的な見解」の押しつけ

今回の検定は、2014年度から導入された、「政府の統一的な見解」を述べることを義務づけた社会科教科書に対する検定基準の改訂が適用された初の小学校教科書である。一方、新学習指導要領では「竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること」および「尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと」との文言が追加された。今回検定では、これらが執拗なほど厳格に適用された。すなわち「日本の領土」という原記述に「固有の」を挿入せよとの検定意見が付されたのである。

われわれが『教科書レポート』などで述べてきたように、これらの規定は日本のナショナリズムを煽り、問題の平和的解決を遠ざけるだけである。文部科学省は一方では「グローバル社会に生きる日本人」の育成を主張し、他方ではナショナリズムを扇動するような政策を、教科書を通じて教育に押しつけているといわなければならない。「日中間に領土問題は存在しない」とするのが日本政府の見解であればこそ、中国側の主張も記載しなければ、そもそも子どもたちには「それならなぜ尖閣諸島が問題になるのか」理解できないだろう。

このような検定意見の一方で、2019年の「外交青書」では「北方四島は日本に帰属する」との記述が削除された。「政府の統一的な見解」なるものが、政治的都合によって左右されるものであることを端的に示す事例というべきである。

4. 文科省が求めた「教科書観の転換」を自ら否定

道徳で、表紙4（いわゆる裏表紙）に「この教科書の内容をすべて教える必要はない」との趣旨の文言を掲載したところ、削除させられた事例があった。これは文部科学省自身の方針を否定するものである。2008年12月25日付の教科用図書検定調査審議会「教科書の改善について（報告）」では、「また、多くの教員や保護者の間に定着している、『児童生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない』とする、従来型の教科書観については、…考え方を転換していくことも求められる」（「おわりに」）とし、翌2009年3月30日付の初等中等教育局長名の都道府県知事、都道府県教育長等宛の「教科書の改善について（通知）」（20文科初第8075号）でも、これを再確認している（「2. 教科書観の転換について」）。

当該検定意見は、この方針に真っ向から反するだけでなく、「教科書で教える」ことを否定し、「教科書を教える」ことを押しつけるものである。これは教科書の自由をさらに奪うことにつながるものであり、われわれは、このような「教科書観」の逆行を厳しく批判するものである。

5. 文科省は中学校歴史教科書検定について全面的に明らかにせよ

2018年度には中学校社会科歴史分野でも、1件の申請があった（文部科学省「（2019年3月）平成30年度教科用図書検定結果の概要」および同別紙）。申請者が「平成書籍」、実質的には竹田恒泰氏であることは、竹田氏自身が公言している。竹田氏は「不合格になった」と自らのインターネット番組で発言しているが、一方、文部科学省は「不合格」ではなく「取り下げ」が1件あったとしている。このように食い違いがある以上、文部科学省はこの申請本についても、申請者名、「取り下げ」に至った経緯、およびすべての関係文書を検定公開等で明らかにすべきである。また、過去に申請者が「取り下げ」を行った際に取った対応と今回の対応に差異がなかったのかどうかについても、国民や報道機関に明らかにすべきである。

以上